

大分県住生活基本計画

概要版

(素案)

大分県住生活基本計画

平成 29 年 3 月

大分県土木建築部建築住宅課
〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 - 1
TEL 097-506-4677
FAX 097-506-1779
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/>

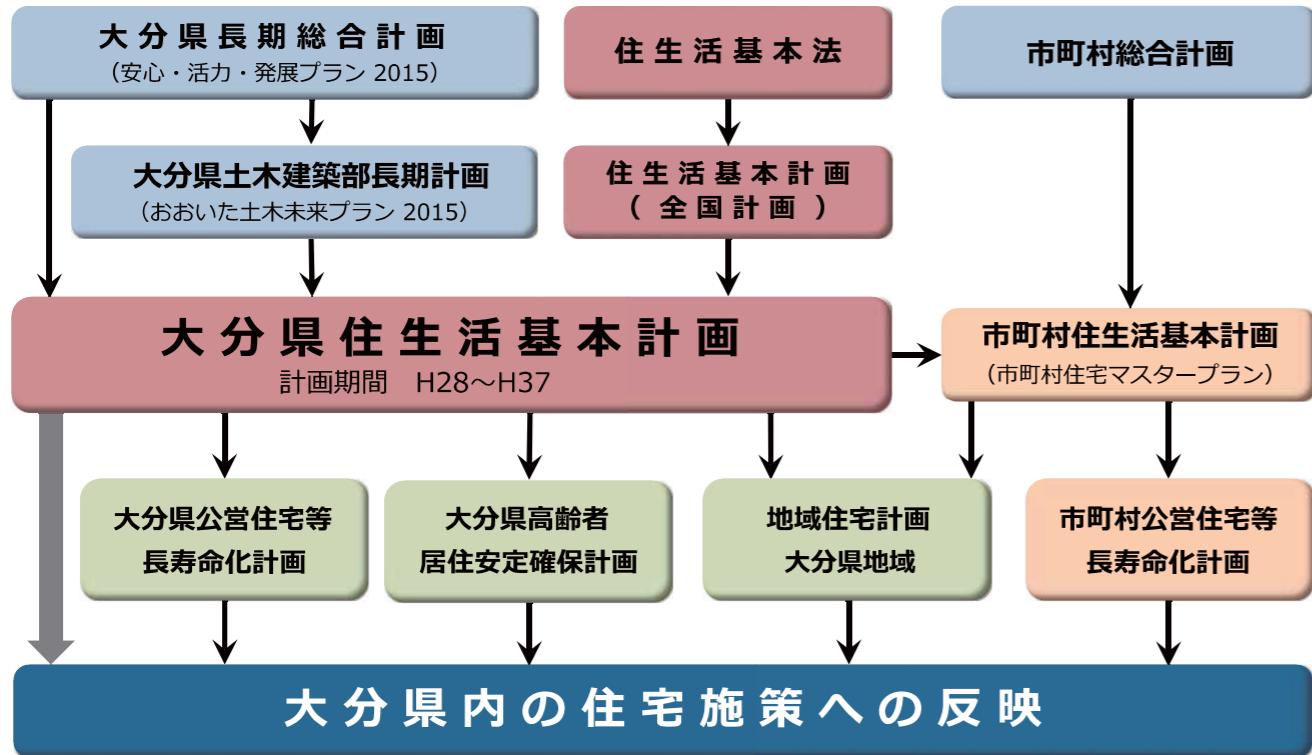
大分県

【第1章】大分県住生活基本計画見直しの背景と課題

◆ 計画策定の背景と目的

住生活を取り巻く環境の変化や、空家等対策特別措置法など住宅に関連する方の整備に対応し、今後10年間における県民の住生活の安定確保及び向上を目的とする。

◆ 計画の位置づけ



◆ 大分県の住生活を取り巻く現状と課題

【居住者における課題】

- 1 人口減少社会への対応
- 2 少子高齢化社会への対応
- 3 住宅確保要配慮者への対応

【住宅における課題】

- 4 リフォーム等による既存住宅流通の促進
- 5 災害に対する安全性の向上
- 6 住宅性能水準と居住環境水準の向上
- 7 増加する空家への対応

【地域における課題】

- 8 減災社会の実現に向けた地域防災力の向上
- 9 中心市街地の活性化や地域の活力の向上
- 10 移住・定住促進、交流人口の拡大
- 11 伝統的街なみや市街地の景観形成
- 12 地域住宅産業の活性化および木造住宅の普及

重点施策2 既存住宅流通の活性化

既存住宅が住宅市場において積極的に流通すると、空き家の増加を抑制し地域の住環境の保全や新たな世帯の転入などによる地域の活性化につながることから、空家を取り巻く関係者に対する様々な取り組みを進めます。

既存住宅所有者に対しては、空き家を適正に管理するための情報提供や空き家バンクの活用を促進し、住宅関連事業者等に対しては、既存住宅取引時におけるインスペクション（建物状況調査）の活用を促進するなど、既存住宅流通に関する施策に取り組みます。

重点施策3 日常の減災対策や被災時の住宅確保等の充実

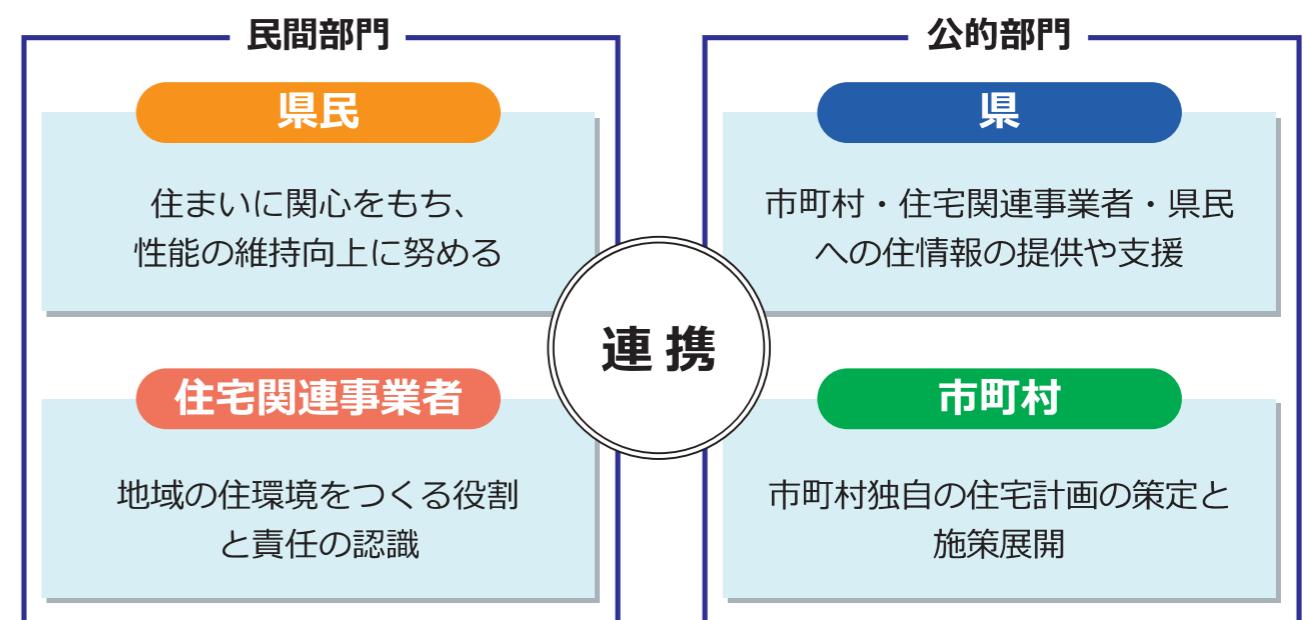
災害に強い地域づくりのため、日常的な災害に対する備えと、被災時に被災者が速やかに住宅を確保できる体制整備に取り組みます。

日常的な備えとして、住宅の耐震改修やブロック塀の耐震化や除去、老朽危険家屋の除却促進などに取り組むほか、住民同士の見守りや支え合い等の活動を促進し、災害時の共助につながる地域コミュニティの醸成に取り組みます。

被災時の住宅確保対策として、公的賃貸住宅の活用や応急仮設住宅の整備体制を確保するとともに、民間賃貸住宅の活用や、被災した住宅の応急危険度判定、応急修理体制の確保に取り組みます。

【第6章】計画推進にあたっての役割分担と情報提供

◆ 県民・事業者・市町村・県の役割分担



【第4章】公営住宅の適切な供給

◆今後の供給方針

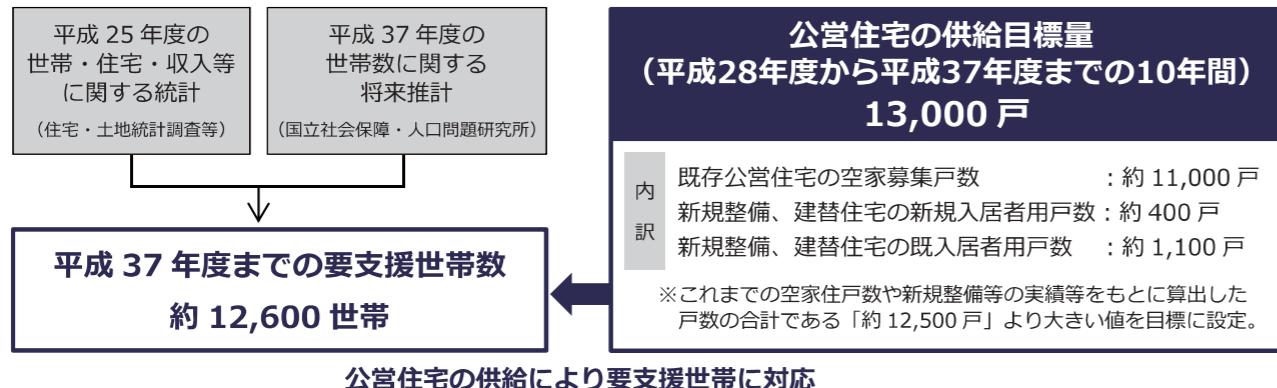
◆県営住宅の整備方針

- 原則として新規の建設は行わず、建て替えや改善を重点的に推進。
- 高齢者対応を最優先課題として整備に取り組む。
- 大規模団地の建て替えに際しては、福祉サービスとの連携や地域のコミュニティ形成に配慮した住宅の供給に努める。
- 省エネルギー性能の向上や住宅の長寿命化など

◆県営住宅の管理方針

- 真に住宅に困窮する世帯のための入居選考を図る。
- 福祉サービス供給主体との連携の強化を図る。
- バランスのとれたコミュニティの形成の促進、子育て世帯などの居住支援。

◆公営住宅の供給目標量



【第5章】重点施策

豊かな住生活の実現に向けて、横断的視点で取り組むべき、特に重要な施策体系を「重点施策」と位置づけ、積極的に推進する。

重点施策1 子育て世帯や高齢者に対する多様な居住支援の充実

子育て世帯や高齢者が、安全・安心で快適な暮らしを実現できるよう、住宅リフォームの支援や居住ニーズに適した住宅に関する情報提供、公的賃貸住宅の提供などを行います。また、地域住民やNPO等と連携しながら、見守りや支え合いなど子育て世帯や高齢者の暮らしを支える活動を促進します。

【第2章】住宅政策の基本理念と基本目標

◆住宅政策の基本理念

地域の自然や文化を活かした安全で豊かな住生活の実現

◆住宅政策の視点

- <居住者>・・・すべての居住者の安定した住生活を確保
- <住宅>・・・住宅ストックの活用と質の向上
- <地域>・・・地域の魅力向上

◆基本目標

基本目標1 県民の暮らしの安心を支える住宅・住環境の形成

- 子育て満足度日本一を支える住まい・住環境の整備
- 健康寿命日本一を支える住まい・住環境の整備
- 住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境の整備

基本目標2 次世代へつなぐ良質な住宅の形成と住宅市場の活性化

- 適切な住宅を選択・取得できる住宅市場の活性化
- 安全で快適に住み続けるための住まいの維持と質の向上
- 空き家の利活用等による地域活力の向上

基本目標3 "おおいた暮らし"の魅力向上と地域文化の継承

- いつまでも住み続けたいと思える住宅地の魅力の向上
- 地域の防災と安全・安心なまちづくりの推進
- 地域の暮らしを支える住宅関連産業の活性化

【第3章】基本施策と成果指標

◆ 基本施策と具体的な施策

基本目標1 県民の暮らしの安心を支える住宅・住環境の形成

基本施策1 子育て満足度日本一を支える住まい・住環境の整備

- (1) 子育てに配慮した住宅の供給促進
- (2) 地域ぐるみで子どもを育む環境の整備

基本施策2 健康寿命日本一を支える住まい・住環境の整備

- (1) 安全・安心に生活するための高齢者向け住宅の普及促進
- (2) 生活支援サービス等と連携した高齢者等が暮らしやすい住環境の整備

基本施策3 住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境の整備

- (1) 公営住宅の適切な管理・供給
- (2) 民間賃貸住宅への円滑入居に向けた環境整備
- (3) 大規模災害後の復興・復旧過程における被災者への居住支援

基本目標2 次世代へつなぐ良質な住宅の形成と住宅市場の活性化

基本施策1 適切な住宅を選択・取得できる住宅市場の活性化

- (1) 住宅ストックの適切な維持管理の促進
- (2) 住宅の選択・取得の安心を支える仕組みの普及促進
- (3) 将来世代に継承できる良質な住宅の供給促進

基本施策2 安全で快適に住み続けるための住まいの維持と質の向上

- (1) 耐震化の促進等による住宅の安全性の向上
- (2) 居住ニーズを実現するリフォームや住み替え等の促進
- (3) 住まいの省エネ化やおおいた工コ建築の普及促進

基本施策3 空き家の利活用等による地域活力の向上

- (1) 空き家の積極的な活用
- (2) 空き家の適正な維持管理と老朽空き家の除却促進

基本目標3 "おおいた暮らし"の魅力向上と地域文化の継承

基本施策1 いつまでも住み続けたいと思える住宅地の魅力の向上

- (1) 中心市街地の活性化施策と連携した街なか居住の促進
- (2) 高齢化が進行する郊外住宅団地の再生
- (3) 過疎地域における交流拡大と定住促進
- (4) 安心して生活できる地域コミュニティの形成
- (5) 市街地・住宅地等における良好な景観の形成
- (6) 地域やNPO等と連携した歴史的な街のみの継承

基本施策2 地域の防災と安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 防災の意識啓発
- (2) 地域の安全・安心に対する意識啓発
- (3) 住宅地の安全性の向上

基本施策3 地域の暮らしを支える住宅関連産業の活性化

- (1) 住宅産業を担う技術者や事業者の育成
- (2) 木材生産者と連携した県産木材等地域材の活用促進
- (3) 住宅のライフサイクルにおける適切な建材利用の促進

◆ 成果指標（全14項目から抜粋）

	現状値	目標値	現状値	目標値	
最低居住面積水準未満世帯の割合	H25 2.9%	▶ H37 早期に解消	リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合	H25 4.1%	▶ H37 6.0%
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 ^{※1}	H25 39.1%	▶ H37 60.0%	住宅の耐震化率	H25 75%	▶ H37 92%
県営住宅住戸内バリアフリー整備戸数の割合 ^{※1}	H25 31.2%	▶ H36 ^{※2} 35%	省エネルギー対策を講じた住宅の比率 ^{※1}	H25 8.7%	▶ H37 20.0%
既存住宅の流通戸数 ^{※1}	H25 1,089戸	▶ H37 2,000戸	空き家バンクを利用して取得した住宅戸数（累計） ^{※1}	H25 24戸	▶ H36 ^{※3} 400戸
新設着工住宅に占める認定長期優良住宅の割合	H25 10.2%	▶ H37 20%	新設着工住宅のうち木造住宅の戸数 ^{※1}	H26 75.5%	▶ H37 80%

※1 赤字は見直しにより、変更または新たに追加した成果指標

※2 大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来（ときめき）プラン」に定めた指標で、平成36年を最終目標年度としている

※3 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に「空き家の利活用数（累計）」を目標指標に定めており、これに従い、目標値を平成36年、400戸とした